

日本国憲法と世界人権宣言

日本の人権・世界の人権を守るには

日本国憲法

1947（昭和22）年5月3日に施行された日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権（民主主義）、平和主義を三大原則としています。人権については「第三章 国民の権利及び義務」において

第14条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。

その他、第11条〔基本的人権〕

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされています。

さらに「第十章 最高法規」の第97条では、〔基本的人権の由来特質〕
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と書かれています。

憲法で、社会的身分や門地で差別されないこと、また基本的人権は侵すことのできない永久不可侵の権利とうたわれているとおり、同和問題は社会的な差

別として一刻も早く解消すべきものです。

世界人権宣言

戦火が世界に広がった第二次世界大戦は、数千万人の犠牲者を出し、核兵器が使われるという惨禍をひきおこしました。1945（昭和20）年10月に設立された国際連合（国連）では、平和を実現するためには世界的な人権保障が必要であるという議論が起きました。1948（昭和23）年12月、パリで開かれた国連の第3回総会で「世界人権宣言」を採択し、ここで人権の国際的基準を示しました。

世界人権宣言は、第1条で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定し、第2条では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、すべての人の自由・平等・無差別の原則を定めています。

この世界人権宣言を具体的に条約化し、締約国にその国内法と同じ効力を持たせようとしたのが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約／A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）」です。1966（昭和41）年の第21回国連総会で採択され、1976（昭和51）年に発効しました。国連では、人権に関する様々な国際条約を採択し、人権の国際基準を示しています。人権に関する主な国際条約には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約／1979年）、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約／1989年）、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約／2006年）などがあります。

国連は、世界人権宣言を採択した12月10日を「人権デー」とし、加盟国へ人権思想の普及を要請しています。日本でも、12月4日から10日の人権デーまでの1週間を「人権週間」と定め、広く人権の啓発を行っています。